

番号	①
項目	最高裁判決に則り、保護費を早急にもとに戻すよう、国に具申すること。
(回答)	
	生活保護基準改定訴訟の最高裁判決を受け、国において、判決の趣旨及び内容を十分精査のうえ、社会保障審査会専門委員会で対応について検討が行われており、当区としては、本市と同様に国から示される方向性に沿って対応してまいります。
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	②
項目	申請用紙をカウンターに置き、申請の3要件があれば、申請を受理すること。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	③
項目	保護の決定は、必要即応の原則に基づき、速やかに行うこと。 十四日以内の法定期限を厳守し、遅れた場合は文書で理由を示すこと。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	(④)
項目	保護申請時に、サイフの中身まで調べる人権侵害は止めること。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑤
項目	8050 問題と言われる引きこもりの人が増えており、申請時での検診命令は行わないこと。 引きこもりの人への就労指導は行わないこと。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑥
項目	指導指示は、生活保護の精神に基づき、保護世帯の意志を尊重すること。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	(7)
項目	<p>住宅扶助は、実態にあったものにすること。</p> <p>転居の際の特別基準を徹底すること。間違いが長年放置されてきたことをきちんと検証すること。</p>
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	(8)
項目	公営住宅が当選した場合は、現状より家賃が下がれば敷金と転居費用を支給すること。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑨
項目	命を守る観点から、クーラーのない世帯に無条件に一時扶助で設置費用を支給すること。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑩
項目	夏期加算を創設するよう、国に具申すること。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	(11)
項目	生活に必要とする自動車やバイクは、保有を認めること。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	(12)
項目	有期保護や医療費の一部負担の導入を国に具申しないこと。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑬
項目	生活保護世帯に国保加入をさせないこと。
(回答)	
生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑯
項目	マイナンバーを強要しないこと。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑯
項目	通院移送費と求職活動での交通費は、実費支給すること。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑯
項目	資産申告書の提出は強要しないこと。 提出しないからといって、保護を打ち切らないこと。
(回答)	
<p>実施要領に基づき、資産については少なくとも 12 箇月ごとに申告していただく必要がありますので、趣旨を説明のうえご理解をいただき、資産申告書を提出していただきます。</p> <p>また、資産申告書を提出していただく際には、資産の取扱い等、適切に説明しております。</p> <p>なお、当区において被保護世帯が資産申告書を提出しないことをもって、生活保護を廃止することはありません。</p>	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑯
項目	葬祭扶助については、親族・遺族に周知徹底すること。
(回答)	
	相談のあった親族・遺族の方に対して、葬祭について困窮する状況であれば生活保護法第18条に基づく葬祭扶助があること、またその申請についても適切な説明をしております。
担当	平野区役所 生活支援課 電話：06-4302-9872

番号	⑯
項目	級地の見直しをしないこと。するのであれば、級地をなくすこと。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	⑯
項目	ケースワーカーは、福祉専門職を採用し、国基準に増やすこと。
(回答)	
	福祉職員については、大学卒程度の福祉職員の採用に加え、社会人経験を有する者を即戦力の福祉職員として採用するなど、その増員に努めているところです。
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872

番号	㉚
項目	ケースワーカーの民間への外部委託はしないこと。
(回答)	
担当	平野区役所 生活支援課 電話： 06-4302-9872